

# こんな時には、届出・承認申請が必要です

県営住宅に入居されている間、次のような事由が発生した場合は、すみやかに埼玉県住宅供給公社（管轄支所）で手続きを行ってください。尚、ご不明な点は、お気軽にお問い合わせください。

- く**  
**だ**  
**い**  
**注**  
**意**
- (1) 世帯(ご家族)に異動がある方は、必ず届出や承認申請等の手続きが必要となります。
  - (2) ご不明な点は管轄支所に相談し、すみやかに手続きをお願いします。
  - (3) 『届出・承認申請』に必要な添付書類は、従来通り原本（3か月以内の交付）を提出してください。

申請書の種類	内容	必要書類（添付する証明書等）
◎入居世帯異動届 (世帯員の異動)	●子の出生 ●同居者の転出（死亡・離婚・別居等）	○出生の場合……住民票（世帯全員と続柄が記載されているもの） ○死亡・別居等の場合……住民票の除票又は、転出先（新住所地）の住民票 ○離婚の場合……戸籍謄本（離婚の事実確認）と転出した方の住民票の除票又は、転出先（新住所地）の住民票
◎同居承認申請書	●名義人が結婚したとき ●新たに親族を同居させたいとき 【同居可能な名義人との関係】 1. 名義人の配偶者 2. 一親等の血族又は姻族	○戸籍謄本（名義人との続柄を確認） ○同居させたい方の収入の額を証する書類（所得証明書等） ※中途就職、退職の場合は、給与支払証明書、退職証明書等 ○住宅に困窮している旨の証明書（建物の賃貸借契約書の写し等） ○納税証明書等（税金を滞納していないことの証明）
★申請時に再計算した同居後の収入月額が、県営住宅の入居収入基準を上回る場合の同居は認められません。		
◎入居権利者地位 承継承認申請書	●名義人の死亡又は離婚により名義人が退去し、同居者が引き続き入居しようとするとき 【承継可能な名義人との関係】 1. 名義人の配偶者 2. 一親等の血族又は姻族であって、①～④のいずれかに該当する方。 ① 60歳以上の方 ② 1～4級に該当する身体障害者の方 ③ 1～2級に該当する精神障害者の方 ④ A、A、Bに該当する知的障害者の方	○戸籍謄本（名義人との続柄を確認するため） ○転出する名義人の住民票の除票又は、転出先（新住所地）の住民票 ○住宅に残る方の住民票（世帯全員と続柄が記載されているもの） ○入居届け書、同意書・念書等、緊急時等連絡先の印鑑証明書  ★申請時に再計算した承継後の収入月額が、県営住宅の入居収入基準を上回る場合は、地位承継は認められません。 ★同居承認された日から、1年未満の方の地位承継は認められません。
◎緊急時等連絡先 変更承認申請書	●緊急時等連絡先の死亡等により変更しようとするとき	○新緊急時等連絡先の本人確認書類・同意書
◎連帯保証人変更 承認申請書	●連帯保証人の死亡等により連帯保証人を変更しようとするとき	○新連帯保証人の印鑑証明書 ○新連帯保証人の所得証明書・同意書等
★民法改正（令和2年4月1日施行）に伴い、新連帯保証人には極度額（保証の限度額）が設定されます。		
◎改名届	●入居者の姓名が変わったとき	○住民票（改名の事実がわかるもの）等
◎住宅不使用届	●続けて15日以上使用しないとき	○不在時の緊急連絡先等をお尋ねする場合があります。
◎減免申請	●収入が著しく低いことから、家賃の支払いが困難な方（管轄支所に相談）	○世帯全員の住民票（世帯全員と続柄が記載されているもの） ○所得証明書等（その他必要書類）

※1 上記以外の書類が必要となる場合もあります。  
※2 家賃減免期間中で入居世帯人数に変更がある方は、あわせて減免申請（減免見直し）をしてください。

# 県営住宅だより

令和3年7月号  
NO.115



## 収入申告書は必ず提出しましょう

**提出期限：令和3年7月30日（金）**

県営住宅に入居の皆さんの令和4年4月以降の家賃を決定する手続きです。未提出・書類不備の場合、近隣民間住宅相当額の家賃となります。必ずご提出ください。

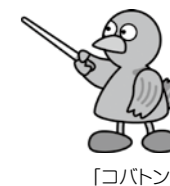
※マイナンバー書類を提出した世帯は、収入申告から右記②の所得を証明する書類の提出を省略することができます。（今年度提出の方は次年度から省略することができます。）

### ●提出する書類

- ①収入申告書（送付した通知に同封されています）
- ②令和3年度（令和2年分）所得（課税・非課税）証明書の原本（マイナンバーを未提出世帯）  
※提出対象：中学生以下を除いた入居者全員および遠隔地扶養者

### ●該当者のみ提出する書類

就職・転職などをした、特別控除などに該当する場合送付した通知の2ページ下段の「ここからは、該当する方だけが提出する書類です」をご確認ください。



## 埼玉県住宅供給公社

〒330-8516 さいたま市浦和区仲町3-12-10

### 公営住宅部

(県営住宅課) TEL 048-829-2875 (県営住宅収納課) TEL 048-829-2876  
(県営住宅課駐車場担当) TEL 048-829-2864 (公営住宅技術課) TEL 048-829-0081

大宮支所 〒330-0805 さいたま市大宮区寿能町2-131 TEL 048-645-1772  
川越支所 〒350-1101 川越市的場2218-4ベルアート301号室 TEL 049-227-6408  
熊谷支所 〒360-0826 熊谷市赤城町1-147-2 TEL 048-524-7963  
岩槻支所 〒339-0007 さいたま市岩槻区諏訪3-3 TEL 048-794-7146

## フードパントリーを開催しました

岩槻諏訪山下自治会

子育て支援の取り組みとして県営住宅集会所で初めてフードパントリーを開催しました。

県が募集したNPO法人を中心に岩槻諏訪山下自治会の協力により実施しました。

初めての取り組みのため、手探りで準備しましたが支援が必要な子育て世帯の方から喜びの声をいただきました。今後も集会所を活用したさまざまな取り組みを実施していく予定です。



～集会所活用による取り組みにご興味のある自治会はお問い合わせください～

【県営住宅課・管轄支所】

## フードパントリーとは…

食品支援が必要な家庭に、無料で食品を配布する活動のことです。県営住宅では、子育て世帯を対象に取り組んでいます。

### 利用者様より

- ★食べ盛りの子がいると食費がかさむので、非常にありがたいです。
- ★思ったより多くもらえて助かります。

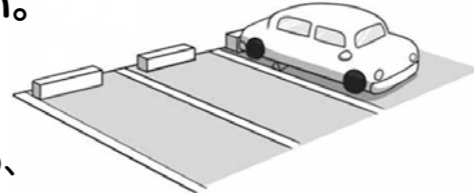
### 自治会より

集会所を開放することで、住民の方々にも喜ばれたので、とても良かったです！

## 駐車場利用のマナーについて

駐車場の利用方法について、公社に相談が寄せられています。マナーを守りお互いに気持ちよく駐車場をご利用ください。

- ・外来用駐車場は、自治会の規約に則り、適正にご利用ください。
- ・必ず契約区画に停めてください。
- ・乗り降りに際し、ドアが隣の区画の車両にぶつかる事もあるため、区画内の適正な位置に駐車してください。



【県営住宅課・駐車場担当】

## 電話のかけ間違いに注意！

年末年始、土・日曜日、祝日など埼玉県住宅供給公社の休業日及び営業時間外に、特に緊急に修繕しなければならない事態が発生した場合の連絡先です。

休日、夜間緊急受付センターへの電話のかけ間違いが増えていきます。電話の際は番号を確認してかけましょう。

緊急受付センター  
TEL 048-829-2890

【県営住宅課・管轄支所】

## 共同生活でのきまりを守りましょう！

県営住宅は他人同士が集まって生活しています。共同生活のルールをお互いに認めあい、快適に生活できるように協力しましょう

### 動物の飼育禁止

入居時に説明しているとおり、県営住宅でほかの入居者に迷惑となるため犬（身体障がい者補助犬を除く）、猫、鳥などの動物を飼育することや餌を与えることを禁止しています。（一時的に預かることも認められません）



### 共用部分の使用上の注意

共用廊下、階段、ベランダは重要な避難路です。荷物や自転車等が置いてあると、避難時の妨げとなります。物が置いてある場合は片付けてください。ベランダに物を置くと子どもがのぼって転落事故の原因にもなります。



入居者の皆さまには、十分な理解と認識をお願いします

【県営住宅課・管轄支所】

## 新型コロナワクチンに便乗した詐欺にご注意ください！

### 注意 ワクチン接種は無料です

#### 接種を受ける際の費用は全額公費です

新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種のために必要としたり、金銭や個人情報などをだましとろうとする電話に関する相談が消費生活センターへ寄せられています。ご注意ください。



厚生労働省・消費者庁ホームページより

## 熱中症予防行動

### 1 暑さを避けましょう

エアコンを利用する等、部屋の温度を調整

- ・暑い日や時間帯は無理をしない
- ・涼しい服装にする
- ・急に暑くなった日等は特に注意する



### 3 こまめに水分補給しましょう

- ・のどが渇く前に水分補給
- ・1日あたり1.2リットルを目安に
- ・大量に汗をかいた時は塩分も忘れずに



### 2 適宜マスクをはずしましょう

- ・気温・湿度の高い中でのマスク着用は要注意
- ・屋外で人と十分な距離（2メートル以上）を確保できる場合には、マスクをはずす

### 4 日頃から健康管理をしましょう

- ・日頃から体温測定、健康チェック・体調が悪いと感じた時は、無理せず自宅で静養



環境省 厚生労働省サイトより